

## 第2号議案

### 平成21年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

## 平成21年度 事業計画(案)

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

平成21年度も法人会の基本方針である「健全な納税者の団体」にして、「良き経営者を目指す」こととします。今年度は、「特例民法法人」として、「公益認定」に向けて、全法連・県連の動向を見定めながら慎重なる対応で臨むものとしします。また、会員相互の理解と信頼を得て、「税」に関する活動に原点をおきながら、諸活動に取り組むこととします。(「年間計画」参照 P39)

### 1) 組織の強化・拡大

組織強化の取組は重要課題であり、会員増強について今年度も組織委員会を中心に方針を定め、役員・会員の協力を得て、加入率の維持・向上に向けて一丸となって取り組むものとしします。

地区役員会の定期開催に努め、当会の方針・考え方を広く周知徹底し、会員間の相互理解と異業種交流に努めます。

「公益認定」に向けた対応は、「会計の一元化」に始まり「定款の変更」と事業内容の見直しが必要であり、総務委員会の検討を経て理事会で方向性を定めて、総会に諮るものとしします。時期については、5年の猶予期間とは申せ、制約あることを考慮し全体動向を見定めて決定するものとしします。

(参照 P41)

### 2) 税制改正に向けた提言・要望

今年度も税制委員会を中心に、税制に関する調査研究を継続し、会員の要望を集約し、県連を通じて意見反映に努め全法連の提言に繋げていきます。全法連を通じた「平成22年度税制改正提言」(対政府・国会・政党等)を待って、当会としても独自の提言活動を行うものとしします。(参照 P40)

### 3) 税務行政の円滑化と納税意識の高揚

引き続き「e-Taxの利用促進」に向けた啓蒙活動を継続し、税務当局と連携しながら環境整備に協力していきます。また地方税に係わるeL-Taxについても、Web化促進委員会を中心に、関係団体との効率的展開を検討していきます。

「税を考える週間」(11/11~17)には、例年の集客力を以って記念事業に取り組みます。総務・広報合同委員会を軸に、3部会とも共催事業として連携を密にして、広く一般参加者を募りつつ、社会貢献事業として取り組むこととします。

### 4) 税知識・実務の修得と自己啓発

定例の決算説明会・新設法人説明会・年末調整説明会と講習会を、税務当局と連携して実施します。

税制および他の法律・制度の改正に合わせた説明会を企画・実施するとともに、会員のニーズに合ったテーマを選定し実務研修会を適宜開催します。

三水会の活動を支援し、定例会の充実を促します。

### 5) 社会への貢献

本部・3部会が一体となって、公開講演会・セミナー等を開催し、多くの一般参加者を募り、公益事業に取り組みます。

「公益認定」申請を前提に、これまでの事業内容を見直し、「公益性」を高めるよう努めます。

好評の「出前租税教室」につき、3年目を迎えた今年度は、市教育委員会の指導を仰ぎつつ、市内4小学校(琢成・浜田・南平田・田沢)を対象に6月に実施します。

### 6) 青年部会・女性部会との連携

部会活動は、それぞれ独自の活発な活動を展開しており、当会の認知度を高めると同時に、その組織強化に大いに貢献しております。

今年度も青年部会・女性部会の活動を支援し、部会会員の拡大と年間計画に沿った活動の充実に努めます。

なお、女性部会は今年度設立15周年を迎えることから、記念事業を検討・実施していきます。

## 7) 広報・会員サービス関係

会報「ほうじんさかた」を2回(H21/7・H22/1)発行します。全法連会報「ほうじん」(季刊)と県連会報(年2回)を配布します。各種税務関係資料の印刷・配布や、実務資料の配布を行うとともに、参考図書の斡旋も行います。

講習会受講証明書および会員シール(法人税申告書に貼付)を交付します。

当会ホームページの充実を期するとともに、ビデオライブラリーの貸し出し活用も促します。

## 8) 会員福利厚生関係

会員向け福利厚生制度としての「経営者大型保障制度」・「年金制度」・「終身がん保険制度」・「医療保険制度」・「痴呆介護保険制度」について、その有用性を周知し、斡旋・普及に努めます。

## 9) その他の事業

外部会議(全法連・東北六県連・県連等)への参加を通して法人会の役割・位置づけを確認しつつ、当会活動の充実を図ります。

会員相互の親睦・交流が図れるよう、行事の検討・実行に努めます。

引き続き遊佐町商工会・酒田ふれあい商工会との共催事業に参画し、地域交流を図ります。

## 平成21年度年間事業計画一覧

月	会議関係	事業関係	広報関係	外部・その他
4	会計監査(4/14) 正副会長会議(4/20) 三水会総会(4/15) 青年部会総会(4/23) 女性部会総会(4/28) 税制委員会(4/27)	決算説明会(4/16)	全法連「ほうじん」 (季刊)	全国女性フォーラム (4/16～17石川)
5	第1回理事会(5/8) 地区長会議(〃) 総務・広報合同委員会 (5/15) 第28回通常総会(5/22) 第2回理事会	新設法人説明会(5/12)  総会記念講演会(5/22)		全法連評議委員会 (県)各委員会
6	地区役員会 ↓	決算説明会(6/9) 「租税教室」(6/15・22・24) (琢成・浜田・南平田・田沢) 女性セミナー(6/11)		(県)通常総会(6/10) 〃各委員会 (県)青年部会合同 研修会(6/26)
7	↓	税制改正研修会	会報 79号発行 全法連「ほうじん」 県連会報	
8	総務・広報合同委員会			税団協定例会
9	組織委員会 第1回組織合同会議	決算説明会 (セミナー開催)		税理士会懇談会
10	正副会長会議 第3回理事会 第1回役員合同会議 地区役員会	新設法人説明会 (セミナー開催)	全法連「ほうじん」	全法連・全国大会 (10/8 岐阜)
11	総務・広報合同委員会	年末調整説明会 「税を考える週間」 記念コンサート(11/11)	「税を考える週間」 (11/11～17)	東北六県運営協議会 (県)事務局長会議 全国青年の集い (11/6 岩手)
12	第2回組織合同会議 地区役員会	年末調整講習会 決算説明会		
1	賀詞交換会 第3回組織合同会議	女性部会新年の集い (設立15周年祝賀会)	会報 80号発行 全法連「ほうじん」 県連会報	
2	第4回理事会 第2回役員合同会議 地区長会議	決算説明会 (経営・財務セミナー開催) 青年部会新春の集い		税団協会議(臨時)
3		(営業セミナー開催)		全法連事務局 セミナー (県)理事会

# 平成21年度 全法連・税制改正への対応

(参考資料)

全法連は、本年度における「平成22年度税制改正提言」の取り纏めについて、以下の通り基本方針を決定した。

## ・税制改正への提言

平成22年度税制改正に向けた提言を審議するに当たって、法人会としては今後とも税のあるべき姿を追求するとともに、内外の厳しい現状を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制を求めていくこととした。

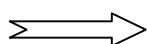
従って、「今後の望ましい税制のあり方」を引き続き基本テーマに設定し、更に踏み込んだ検討を行うこととした。また、今回先送りとなった「消費税」を含む税体系の抜本的改革は、「中期プログラム」や自民党税制改正大綱において、2011年度にも実施できるよう、必要な法制上の措置を予め講じるとしている。しかし、景気後退期にあって現下の政治状況では、税制改革の先行きは不透明と言わざるを得ない。今年度も税制委員会・理事会において、充分なる検討を行い、提言に繋げる。

## ・税制委員会の検討テーマ(骨子)

- |  |   |
|--|---|
| 1. 法人の税負担のあり方<br>(1) 中小企業活性化のための税制のあり方<br>(2) 法人税の税率および課税ベース問題<br>(3) 地方法人課税 等     | 4. 消費税のあり方<br>(1) 税率等<br>(2) 複数税率・インボイス 等   |
| 2. 個人の所得課税のあり方<br>(1) 国・地方を通じた個人所得課税のあり方<br>(2) 税率構造・諸控除等の課税ベース<br>(3) 少子化対策 等     | 5. 地方税のあり方<br>(1) 固定資産税のあり方<br>(2) 地方の独自課税 等  |
| 3. 資産性所得および資産課税のあり方<br>(1) 相続税・贈与税<br>(2) 事業承継税制<br>(3) 金融所得の一体課税<br>(4) 納税者番号制度 等 | 6. 環境問題に対する税制上の対応   |
|  | 7. 今後の財政政策のあり方<br>(1) 経済社会の今後のあるべき姿<br>(2) 行財政改革の推進と歳出のあり方<br>(3) 社会保障制度・国民負担のあり方<br>(4) 国・地方のあり方 等 |

## ・税制改正に関する提言決定までのスケジュール

- |          |  |
|----------|--|
| 6月15日(月) | 県連における要望事項の取り纏め  |
| 7月23日(木) | 第1回税制委員会の開催<br>・平成22年度税制改正に関する提言の基本スタンス<br>・税制小委員会および起草小委員会の設置 |
| 7月31日(金) | 起草小委員会の開催<br>・提言事項の原案作成  |
| 8月27日(木) | 第2回税制委員会の開催<br>・提言事項・スローガン(最終案)の決定                             |
| 9月       | 常任理事会・理事会の開催<br>・「平成22年度税制改正に関する提言」の決定                         |
| 10月8日(木) | 全国大会の開催(岐阜大会)  |



決定後 提言・要望活動へ

以 上

# 新公益法人制度施行への対応

(参考資料)

当酒田法人会のような民法第34条に基づく「社団法人」は、新公益法人制度施行の平成20年12月1日を以って自動的に「特例民法法人」となり、5年間の移行期間中に県庁に対し「移行認定」の申請を行う必要があります。(整備法 § 40、§ 42、§ 44、§ 99、§ 103)

## 1) 認定基準

特例民法法人が新制度の公益法人に移行するには、次の要件を満たす必要があります。

### 1) 定款変更 (整備法 § 100)

定款の内容が、法人法および認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合すること

### 2) 認定法の認定基準 (整備法 § 100 認定法 § 5) —— 要約 ——

公益目的事業を行うことを主たる目的とし、事業比率の50%以上を占めること

そのための経理的・技術的能力を有すること

当該法人の関係者に特別の利益を与えないこと。また特定の個人若しくは団体に対し利益を与える行為を行わないこと

投機的取引、高利の融資等社会的信用を損なう事業、および公序良俗に反する虞のある事業は行わないこと

遊休財産額が制限を超えないこと

基準を超える収益額等が見込まれる場合は、会計監査人をおくこと

役職員の給与が、不当に高額にならぬよう支給基準を定めること

(以下 略)

## 2) 申請前の準備

移行申請を決定して以降の検討項目は、法人の目的および事業活動、機関設計

会計・財務・資産・資金調達、情報開示と内部統制(ガバナンス)等、であります。

これを踏まえた「定款変更」が必要になります。

### 定款変更 —— 「定款の変更の案」作成 —— (整備法 § 103)

定款変更案について、有効に意思決定するため「社員総会」の特別決議(総社員の3/4

以上の同意必要。ただし当会は過半数の出席で過半数の同意で可)により、機関決定

しておくことが必要。(改正前民法 § 38 \*註「社員」 = 「会員」)

移行の登記を停止条件とした「定款の変更の案」については、旧主務官庁(酒田税務署)の認可は不要です。(整備法 § 102)

## 3) 移行後に必要となること

### 1) 遵守事項 移行登記の日以降は「認定法」の規定が適用されます。(整備法 § 107)

公益目的事業の収支相償 (認定法 § 14)

公益目的事業比率過半以上 (認定法 § 15)

遊休財産額保有制限 (認定法 § 16)

寄附募集の禁止行為 (認定法 § 17・§ 18)

収益事業等の区分経理 (認定法 § 19)

役員等報酬等の支給基準 (認定法 § 20) の遵守が必要

### 2) 情報開示

毎事業年度の経過後3ヶ月以内(認定を受けた事業年度は、認定後遅滞なく)に、

財産目録、役員等名簿、理事・監事および評議員に対する報酬等支給基準書類

キャッシュフロー計算書、運営組織および事業活動の状況に関する書類、

を作成し、これら書類を5年間事務所に備え置かなければなりません。(認定法 § 21)

また、これらの書類や、定款・社員名簿および計算書類等の閲覧請求に対し、正当な理由なく拒否することはできません。(認定法 § 21)

### 3) 事業報告等

毎事業年度経過後3ヶ月以内(事業計画・収支予算書等は年度開始の前日まで)に定款を除く必要書類を県庁に提出する必要があります。

また県庁としては、適正運営確保に必要な報告を求め、事務所立ち入りを含め検査を行うこととなります。(認定法 § 27) 申請書類の根拠となった資料については、10年間保存必要。

## 4) 全法連の動向

これまで「早い時期の公益認定目指す」ことを基本方針としてきたが、現在「検討会」を設けて精力的に議論しているものの、認定の申請時期は多少遅れ気味の模様。

また、「福利厚生制度のあり方」が定まらないことから、平成21年度は従来方式となる。

## 5) 山形県連の動向

全法連の方針(組織形態等)が定まるのを待って決定の方針。

## 6) 当会の方針

全法連・県連の動向を見定めた上、概ね平成22年5月(第29回通常総会)に向け準備したい。